

中部航空小委員会規程

2019年8月1日改定

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人中部圏社会経済研究所（以下「本財団」という。）定款第49条および企画委員会規程第7条の規定に基づき、企画委員会の下に設置する中部航空小委員会（以下、「本小委員会」という。）の任務、構成および運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(役割)

第2条 本小委員会は、代表理事の諮問に基づき、本財団が実施する中部圏の航空の発展に資する調査研究事業について、次の項目について審議するとともに、その内容を企画委員会に報告する。

- (1) 本財団による中部圏の航空の発展に資する調査研究事業
- (2) その他中部圏の航空の発展に資する事業に係る重要事項

(構成)

第3条 本小委員会は、岐阜県、愛知県、三重県、名古屋市、名古屋商工会議所、一般社団法人中部経済連合会および本財団の役職員各1名以上を構成員とし、代表理事が委嘱するものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、原則として2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長および副委員長)

第5条 本小委員会には、委員長1名および副委員長2名以内を置き、委員長および副委員長は委員の互選による。

- 2 委員長は、本小委員会を代表して会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(会議)

第6条 本小委員会は、原則として年1回開催し、委員長が招集する。ただし、委員長が必要と認めた場合には、随時開催することができる。

(事務局)

第7条 本小委員会の事務局は、本財団内に置く。

(細則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則（２０１２年５月１日）

この規程は、公益財団法人中部圏社会経済研究所の設立の登記の日から施行する。また、この規程の施行にともない、現行の中部航空小委員会規程（２０１１年６月１７日施行）は廃止する。

附 則（２０１９年８月１日）

この基準は、２０１９年８月１日より施行する。